

## 令和6年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局・帯広防衛支局

開催日及び場所	令和6年11月25日（月）北海道防衛局第1・第2会議室
委 員	菊地 均（大学名誉教授） 神谷奈保子（大学客員教授） 中野 雅文（弁護士） 池田 駿矢（公認会計士・税理士）

### 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等）に関する審議

審議対象期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日		
審議対象件数	55 件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	6 件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議	
建設工事	一般競争契約		0 件
	一般競争(政府調達協定対象外)		1 件
	公募型指名競争		0 件
	指名競争		0 件
	随意契約		0 件
建設コンサルタント業務等	5 件		
	意見・質問	回 答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答	<b>【抽出案件】</b> ① 奥尻（6）空調設備整備等電気その他工事  ・一者応札となった理由について説明して頂きたい。	・本件は電気工事のAランクを求め入札公告したものである	

が、工事場所の奥尻町には電気工事のAランクの業者がおらず、当該地域の檜山振興局管内においても1者しかいないことから、近隣の渡島総合振興局管内の業界団体である函館電設業会へ説明会を開き意見交換を実施し、協会員各者への情報発信を実施してきた。その結果、3者が入札公告をダウンロードしていたが、2者は技術者不足で参加を見送り、結果、一者応札となった。

・工期が令和8年6月までと長く、離島で実施する工事ということで、通常の工事と比べて経費は高くなっているのか。

・資材の高騰や作業員不足による労務単価の上昇等があることから、直接工事費について見積活用方式を適用していること、また、作業員については、北海道本土から労働者を確保する必要があり、「離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法を適用する工事」としていることから、通常の工事よりも割高となっている。

・見積は本件の契約業者からのみ徴取しているのか。

・参加者が一者のみであったのでそうである。

・評価点について、満点が95点だが契約業者は24点となっており、低く見える。

・評価点は、入札参加者の得点数の順位に応じて、付与する加算点を決めるためのものであり、業者の能力を直接評価するものではない。

・基準評価値とは何か。

・標準点100を税抜の予定価格で除したものである。

・標準点100は必ずもらえるものなのか。

・競争参加資格が有効で減点評価がなければ、必ず付与される点数である。

・一者応札になった要因について

・業界団体等へのヒアリング

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

て、何か社会的状況はあるか。

## ② 札幌（6）施設最適化総合設計

・高額な事案となっている理由について説明して頂きたい。

・交渉等技術資料作成業務とは何か。

・公募型プロポーザル方式を選択した基準はあるのか。

・札幌駐屯地において、近年、同様の業務を実施しているか。

・契約までの流れを説明して頂きたい。

で、当該地域においては、新幹線の延伸事業や地方自治体の空調工事（小中学校の空調整備事業が一斉に計画）等、公共工事が増加しており、技術者不足に拍車をかけている状況があることを確認している。

・駐屯地内のほぼ全ての建物の設計を行う事業であることから、高額となっている。

・当局職員が行う工事の積算内訳書の作成、設計変更の根拠資料や内訳書の作成など、職員の負担軽減を目的として受注者に委託するものである。

・技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプにおける設計者の選定は当該方式を適用することを基本とすることが規則で定められている。

・一棟毎の設計は発注しているが、この規模の業務は初めてである。

・大まかに説明すると、最初に、競争参加資格の設定について必要に応じて学識経験者から意見を聴取し、競争参加資格等審査委員会で競争参加資格の設定並びに公示内容を審議して公示する。そして、公示期間の終了後に、申請のあった参加表明者の競争参加資格を審査し、競争参加資格が有効となった者に選定通知書を発出する。その後、選定業者から技術提案書を受領

○委員からの意見・質問  
○それに対する回答

・履行期間が非常に長いですが、途中で履行状況のチェックの様なものをするのか。

・技術提案書の評価は誰が行うのか。

### ③ 北海道防衛局（6）火薬庫整備等基本検討

・一者応札となった理由及び高額であることの理由について説明して頂きたい。

・火薬庫は通常の建物とは違うものなのか。

・内訳書で、その他原価を算出するために用いている数式は何か基準があるのか。

・直接経費や一般管理費の具体的な中身は何か。

し、選定業者が提案した技術提案について学識経験者から必要に応じて意見を聴取し、当局職員が評価する。その結果、最も評価値の高い者に特定通知書を発出し、見積合わせを実施する。という流れになる。

・進捗が30%、60%、90%の各時点で図面を確認することが特記仕様書に定められている。

・技官の中から勤務年数20年以上の者を選定して行っている。

・本件は火薬庫の基本検討等の実績を求めており、そもそも実施できる業者が少ない。また、全国的に同様の業務を発注していることもあって、参加業者が一者のみとなった。高額であることについては、陸上自衛隊における複数の火薬庫地区や航空自衛隊の火薬庫など複数箇所を合わせて発注しているためである。

・一般の建物は建築基準法が基になるが、火薬庫は、火薬類取締法の制限も受ける。

・当省の設計業務委託積算要領に基づいている。

・直接経費は事務用品や報告書作成にかかる費用、一般管理費は役員報酬、福利厚生などが挙

○委員からの意見・  
質問  
○それに対する回答

- ・本件を実施出来る業者は北海道には存在しないのか。
- ・本件の様な業務は定期的に発注されるのか。

#### ④ 釧路（6）公務員宿舎改修等測量調査

- ・低入札価格調査は行ったのか。
- ・1,000万円以下には、低入札価格調査に相当するものはないのか。
- ・第三者履行確認とは、どの様なことを行うのか。
- ・履行確認者である第三者には、誰でもなれるのか。

げられる。

- ・本社が北海道にある業者では存在しない。
- ・本件の様な業務の発注は、当初に火薬庫地区を整備した時以来かと思う。

・本事案は低落札率ではあるが、予定価格が1,000万円以下であることから、低入札価格調査の適用外となっている。

・同様の調査はないが、業務成果の品質低下を防ぐため、第三者履行確認の義務付けを行っており、予定価格が500万円以上の入札案件を対象としている。

・履行確認実施要領により当局から履行確認について条件等の指示を行い、履行確認者である第三者企業が履行確認計画を策定、受注者は3者での条件等打合せを経て、業務計画書を作成、各段階毎（基本条件（着手時）、細部条件（中間時）、業務成果（完了時））に履行確認を行い品質確保なされているか確認する。

・過去10年間において防衛省で同種の実績があること、過去2ヵ年度において低入札の受注実績が無いなど一定の基準を満たすことが求められる。

○委員からの意見・

#### ⑤ 根室外（6）東基地局舎改

質問

○それに対する回答

修等建築設計

・ 本事案の落札者は当初最低札ではなかったが、辞退により落札者となった。経緯を説明されたい。

・ 過去に同種業務があるが、その時の経緯はどうであったのか。

・ 本事案については、1回目の入札で最低札であった者から辞退書の提出があり、2回目の入札は1者入札となった。2回目の入札でも予定価格超過したが、3回目の入札で落札となった。

・ 令和5年度に同種業務があり、当該受注者を含め2者が重複している。その際に、本事案の契約者が1位となったが、最低札ではなく、2番目に低い金額であった。しかし、総合評価落札方式による総合評価で逆転し評価値1位となった。また、残る重複者は、入札前の内訳書確認において条件違反（会社名未記載）の為無効となった。

○委員からの意見・質問

○それに対する回答

⑥ 網走外（6）車庫新設等土木設計

・ 本事案と過去の同種業務それぞれの経緯を説明されたい。

・ 本事案については、最低札ではなく3番目に低い金額であったが、最低札の者が品質確保基準価格を下回り、第三者履行確認での実施に対応出来ない旨回答があり無効、2番目に低い金額の者とは総合評価落札方式による総合評価で逆転し評価値1位となった。

令和5年度は、契約者が1位だが、最低札ではなく2番目に低い金額であった。しかし、総合評価落札方式による総合評価で逆転し評価値1位となった。

令和4年度は、契約者が最低札で、総合評価落札方式による総合評価でも評価値1位となった。

・技術評価点で差が開いている  
ものがあるが何故か。

・企業の実績など十数項目を集  
計するため、大きな差が生じる  
場合がある。

2. 談合疑義案件の処理状況について				
談合疑義案件	0 件		(審議概要) 処理状況を報告	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問		回 答	
	・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数 0 件		(備考)	
建 設 工 事	一般競争(政府調達協定対象外)	件		
	公募型指名競争	件		
	指名競争	件		
	随意契約	件		
建設コンサルタント業務等	件			
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答	意見・質問		回 答	
	・なし			
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし			